

令和 6 年 9 月公表分（企業局） （業務委託）

※ 表頭「地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項中の該当号」について、企業局の場合は「地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項中の該当号」と読み替えてください。

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項中の 該当号	備 考
1	企業局 発電総合管理事務 所	発電総合管理事務 所 集中監視制御 システム及び給電 情報伝達装置点検 委託	令 和 6 年 8 月 2 日	三菱電機（株）中国支社 広島県広島市中区中町 7－ 3 2	7,711,000	当該システムは、専門的な知識を必要とする複数の機器及びソフトウェアで構成されている。その設備の開発及び機器の設置は三菱電機（株）が行ったものであって、当該業者が技術情報のすべてを独占的に保有しており、当該業者以外の者は本業務を履行できないため。	第 2 号	
2	企業局 発電総合管理事務 所	発電総合管理事務 所 帳票端末不具 合調査委託	令 和 6 年 8 月 9 日	三菱電機（株）中国支社 広島県広島市中区中町 7－ 3 2	1,870,000	上記と同様に、システム帳票端末の故障原因の調査及び対処についても、その設備の開発及び機器の設置は三菱電機（株）が行ったものであって、当該業者が技術情報のすべてを独占的に保有しており、当該業者以外の者は本業務を履行できないため。	第 2 号	
3	企業局 工業用水道事務所	管路台帳システム 改修委託	令 和 6 年 8 月 23 日	（株）ウエスコ岡山支社 岡山市北区島田本町 2－5 － 3 5	5,500,000	本業務は、新たに設置された管路及び施設情報等を既存の管路台帳システムに追加するものである。本システムは独自に開発されたソフトウェアであり、開発者のみが有する専門的技術及び知識がなければ確実な履行が困難であり、本システムの開発者である当該業者以外の者が本業務を行うことができず、競争入札に適さないため。	第 2 号	